

## 税務書類の保存期間について

19-009号  
通巻:201

今回は、会社を経営していく上で、発生する会計・経理関係書類の保存期間についてご紹介させていただきます。裏面と別紙に、表で保存期間をまとめたものを作成し、載せていますのでご参照ください。

## ○ 保存期間について

保存期間については、「会社法」と「法人税法」によって定められています。

## ①会社法

会計帳簿については、会社法第432条第2項に「株式会社は、会計帳簿の閉鎖の時から**10年間**、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。」と定義されており、計算書類等についても、会社法第435条第4項に「株式会社は、計算書類を作成した時から**10年間**、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。」と定義づけられています。

## ②法人税法

帳簿書類については、法人税法施行規則第67条第2項に「普通法人等は、前条第1項に規定する帳簿及び前項各号に掲げる書類を整理し、第57条第2項に規定する起算日から**7年間**、これを納税地に保存しなければならない。」と定義づけられています。

※平成30年4月1日以後に開始する欠損金の生ずる青色申告書を提出した法人の場合は、現行では、**10年間**の保存が義務づけられております。それ以前の欠損金発生法人は、**9年間**の保存が義務づけられています。それでは、実際にどのような書類がどのぐらいの期間保存が必要なのかみていきましょう。

経理・税務関係の書類

保存期間	該当する文書類	起算日
10年	計算書類及び附属明細書(決算報告書関係)	作成した時
	会計帳簿及び事業に関する重要書類(元帳、補助簿株主台帳等)	帳簿閉鎖の時
7年	取引に関する帳簿(仕訳帳、現金出納帳、固定資産台帳、売買掛帳等)	帳簿閉鎖の時 ※会社法では10年保存
	決算に関して作成された書類(10年保存以外のもの、例：棚卸表)	当該事業年度分の申告書の提出期限の翌日
	現金の收受、払出、預貯金の預入、引出に関する取引証憑書類等	
	有価証券の取引に際して作成された証憑書類	
	取引証憑書類(請求書、契約書、見積書、仕入伝票等)	法定申告期限
	電子取引の取引情報に係る電磁的記録	
	給与所得者の扶養控除等(異動)申告書等の年末調整書類	課税関係終了の日
源泉徴収簿(賃金台帳)		
	給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書	

経理・税務関係以外の書類の保存期間につきましては、別紙をご覧くださいませ。

※書面での保存以外に、一定の要件を満たした書類については、申請することによりスキャンにより保存することができる電子帳簿保存法制度がございます。実施することにより省スペース化できます。

しかし、訴訟があった際は、証拠力が弱くなるため一長一短な面もあります。



～コメント～

今回は、顧問先様より問い合わせの多い書類の保存関係について簡単にですが、記載させていただきました。一度、こちらをご確認いただき、社内にある書類の整理をしてみたいかがでしょうか。

クラージュ総合会計事務所 長岡 昭宏

その他の書類の保管期間について

総務、庶務関係の書類

保存期間	該当する文書類	起算日
永久	定款、株主名簿関係、登記関係、官公庁への提出書類、許認可関係、知的所有権に関する書類、社内規定・規則、効力の永続する契約に関する文書、製品の開発・設計に関する重要な文書	法律等による保存年限はないが、文書の性格上、永久保存が必要と考えられるもの
10年	株主総会議事録、取締役会等の議事録	総会等の日
	満期または解約となった契約書	満期または解約の日
	製品の製造、加工、出荷、販売の記録	記録作成の日
5年	契約期限を伴う覚書・念書・協定書など	契約期間終了の日
	重要な内容の発信・受信文書など	発信・受信日
	産業廃棄物管理票の写し、産業廃棄物処理の委託契約書	管理票の写しの受領日、契約期間終了の日
3年	業務日報、社内会議の記録、軽易な契約関係書類等	記録・作成日
1年	当直日誌、軽易な往復文書等	記入日・作成日

人事、労務関係

永久	重要な人事に関する文書、労働組合との協定書	法律等による保存年限はないが、文書の性格上、永久保存が必要と考えられるもの
5年	従業員の身元保証書、誓約書関係、健康診断個人票	作成日
4年	雇用保険の被保険者に関する書類	完結の日
3年	労働者名簿、雇入れ・解雇・退職に関する書類	死亡・退職・解雇の日
	賃金台帳(他法律では7年保存義務有)、家内労働者帳簿	最後の記入をした日
	災害補償に関する書類	災害補償の終わった日
	賃金その他労働関係の重要書類、労災保険に関する書類、労働保険の徴収・納付等の関係書類	完結の日
	派遣元管理台帳、派遣先管理台帳等	契約完了の日
2年	雇用保険に関する書類、健康保険・厚生年金保険に関する書類	完結の日